平成３０年（フ）第３３３号
札幌市西区琴似４条７丁目１番37―403号
債務者　松田　則子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３４３号
札幌市白石区平和通12丁目北４番31号　ラ・メゾン白石203号
債務者　長谷川良子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３４号
釧路市緑ケ岡１丁目10番127号　新緑ケ岡公営住宅くるみ
債務者　堀内　伸二
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２３５号
釧路市緑ケ岡１丁目10番127号　新緑ケ岡公営住宅くるみ
債務者　堀内　留美
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２７９号
釧路市大楽毛１丁目６番16号　メゾン・フローラ201号室、申立前の住所釧路市大楽毛南４丁目３番11号
債務者　岡田理恵子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第４４号
静岡県沼津市本田町７番32号　ｇｒｅｅｎ・ｇｒａｓｓ101
債務者　金刺　隆昌
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第４８号
静岡県駿東郡清水町中徳倉８番地　県営徳倉団地４棟511号
債務者　岩崎　慎吾
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４６１号
愛知県高浜市湯山町４丁目９番地６　（ビレッジハウス高取３号棟406号室)、前住所愛知県高浜市小池町５丁目７番地23　（セジュール内藤　Ｄ―102)
債務者　三木　英司
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第９０号
愛知県額田郡幸田町大字六栗字大後１番地１（６―105)
債務者　上平　正江
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１５号
福岡県大牟田市大字甘木22番地15
債務者　西山　美子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第８号
栃木県大田原市宇田川1787番地86
債務者　便利屋お助け本舗栃木大田原店こと大田原配送こと　田上　勇男
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月10日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成３０年（フ）第５５８号
大阪市生野区巽北１丁目21番16号　大原方
債務者　西村幸子こと　ＫＯＨ　ＨＡＥＮＧ　ＪＡ　高　　幸子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６３２号
大阪市平野区瓜破東２丁目１番19号　106
債務者　中野　智洋
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６４９号
大阪府寝屋川市萱島桜園町12番６号（305号）
債務者　竹澤　惠子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７０９号
大阪府守口市西郷通３丁目７番３―303号、前住所大阪府守口市豊秀町１丁目３番７―405号
債務者　宗像　孝太
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４６号
栃木県鹿沼市西茂呂４丁目26番地12
債務者　松永　弘美
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係